

○重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例

昭和58年1月21日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を給付することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者(以下「身体障害者」という。)であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる1級、2級又は3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。)に該当する者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標榜する医療機関の医師において重度の知的障害(知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有するものにおいては、おおむね50以下であつて日常生活において介護を必要とする者)と判定され、又は診断された者

(3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健手帳」という。)の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。)であつて、精神保健福祉法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

(1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子、「父」とは、同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者

イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

(2) 「児童」とは、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者(引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。)に在学する者にあっては、在学する期間を含む。)

イ ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この項において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときの給付額とを合算した額が、当該医療に要する費用の額に満たないときに、その満たない額に相当する額をいう。

5 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

6 この条例の第4条において「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生

労働大臣が定める額をいう。

9 この条例において「附加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(給付の対象)

第3条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童であって、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあっては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあっては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について給付する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童療育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者

(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者

ア 65歳以上で高齢法の規定による医療を受けていない者、又は同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高齢法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者

イ 医療保険各法において高齢法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間

(給付の額)

第4条 給付の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額とする。

2 町長は、第2条第5項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を給付することができる。

(受給者証の交付申請)

第5条 医療に関する経費の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

(受給者の決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を給付すべきものと認めたときは、その給付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により、給付を決定したときは、当該医療に関する経費の給付を申請した者に対し、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(給付の方法)

第8条 医療に関する経費の給付は、町長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、給付する額を受給者に支給することにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所等を変更したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(給付の終了)

第10条 町長は、受給資格が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による医療に関する経費の給付を行わないものとする。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、対象者が疾病又は負傷に因り損害賠償を受けたときは、その額の限度において、給付額の全部若しくは一部を給付せず、又はすでに給付した額に相当する金額を返還させることができる。

(給付金の返還)

第12条 町長は、偽り、その他不正の手段により給付を受けた者があるときは、当該給付を受けた

者又はその保護者から当該給付額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

○重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例施行規則

昭和58年1月27日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例（昭和58年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第2条 条例第2条第6項の規定による一部負担金の額は次のとおりとする。

- (1) 受給者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が町民税非課税者の場合は免除とする。

(2) 上記以外の場合

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算出した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料及び食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条の規定の例により算出した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第2項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第2条の2 前条第2号の場合であって受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第5条の規定による医療に関する経費の給付を受けようとする者又は保護者は、受給者証交付申請書（別に定める様式）を、町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 重度心身障害者医療に関する経費の給付を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身障手帳若しくは同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神保健手帳

(2) ひとり親家庭等医療に関する経費の給付を受けようとする者は、現に児童を扶養又は監護

している事實を明らかにできる書類

(3) 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877

条第1項に定める扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者の所得の状況を明らかにする書類

ア ひとり親家庭の母又は父

イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する扶養義務者

ウ 兩親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）

エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者

(5) 規則第2条第1号に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。）

にあっては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させ得るものとする。

（受給者の決定）

第4条 町長は、条例第6条第1項により受給資格者であることを決定したときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証交付通知書（別に定める様式）により、受給資格者であることを承認しないことを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（別に定める様式）により当該申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付）

第5条 町長は、条例第6条第1項の規定により受給資格者であることを決定したときは、申請者に重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証（別に定める様式）を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から7月31日までとする。
ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

（受給者証の再交付申請）

第6条 受給資格者は、受給者証を毀損し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別に定める様式）を、町長に提出してその再交付を受けることができる。

（給付金の交付申請）

第7条 受給資格者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費支給申請書（別に定める様式）を、町長に提出するものとする。

（条例第4条第2項に規定する額等）

第7条の2 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については同項第1号を適用する。）に規定する額とする。

（給付金の交付の決定）

第8条 町長は、第7条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費支給決定通知書（別に定める様式）により当該申請者に通知するものとする。

（届出）

第9条 条例第9条第1項第1号の規定による届出は、氏名又は住所等変更届（別に定める様式）により、同項第2号の規定による届出は、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（別に定める様式）により行うものとし、当該届書には受給者証を添付するものとする。